

市からの 連絡帳



届出

印鑑登録などの手続き

申請できる方
市内に住居登録または外国人登録をしている満15歳以上の方
申請に必要なもの

登録する印鑑 窓口に来られる方の本人確認ができるもの(免許証、旅券、保険証など) 代理人による申請の場合は上記のほか代理人の認め印、代理人選任届(委任状)

代理人選任届(委任状)には、代理人の氏名、委任事項、本人の署名、登録する印鑑の押印などが必要です。

◆即日登録

本人による申請で次の ・ のいずれかがある場合は、即日登録、証明書の交付が受けられます。

運転免許証、旅券そのほか官公署が発行した顔写真の貼付してある免許証、許可証、資格証明書など

保証書(印鑑登録申請書の保証書欄に記入し、印鑑登録申請者が本人であることを保証するもの)、西東京市で印鑑登録をしている方が保証書欄に署名、実印の押印、印鑑登録番号の記入をすれば保証人になれます。

西東京市民以外の方でも、都内在住であれば保証人になれます(印鑑登録証明書の添付が必要)

保証書に加えて登録する本人の健康保険証などが必要となります。

◆照会登録

本人による申請で上記 ・ の本人であることが確認できるものがない場合、または代理人が申請する場合は、即日登録にはなりません。

登録申請をすると本人あてに照会書を郵送します。照会書が届いたら、窓口を持参してください。

登録手数料 300円

印鑑登録証明書の請求

印鑑登録証(市民カード)を提示して本人または代理人が申請します。代理人が申請する場合でも、代

理人選任届は必要ありません。

手数料 300円

市民課 ☎(☎042 - 460 - 9820)

☎(☎042 - 438 - 4020)

住民基本台帳カードおよび電子証明書の発行

国税申告・納税サービス(e-Tax)・地方税電子申告システム(eLTAx)を利用するには、住民基本台帳カードおよび電子証明書が必要です。

◆電子証明書の申請

個人(法人代表者含む)

市民課窓口で申請(手数料500円)

法人

eLTAx ☎でご確認ください。

税理士に申告書などの作成、送信を依頼している場合には、依頼者本人の電子証明書は不要です。

◆住民基本台帳カードの申請

取得手続きについては、運転免許証や旅券、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち2点、またはこれらのうち1点に加え、健康保険証や年金手帳などで本人確認できるものを2点お持ちの方は、即日住民基本台帳カードなどを交付しますが、これらの証明書などをお持ちでない方は、申請後本人あてに照会文書を郵送し、再度来庁して手続きをしていただくため、1週間程度時間を要します。

電子申告を利用される方は早めの手続きをお願いします。

◆電子証明書の有効期間は3年間です。有効期間が終了した場合は新しい電子証明書を取得してください。

【問い合わせ先】

e-Taxについて

市民課(☎042 - 460 - 9820・☎042 - 438 - 4020)

e-Taxサポートデスク・ナビダイヤル(☎0570 - 015901)

ナビダイヤルにつながらない方(I P電話や P H S などをご利用の

場合・ ☎03 - 5638 - 5171)

月～金曜日午前9時～午後5時

☎ http://www.e-tax.nta.go.jp

e L T A X について

e L T A X サポートデスク・ナビダイヤル(☎0570 - 081459)

ナビダイヤルにつながらない方(I P電話や P H S などをご利用の場合・ ☎03 - 5765 - 7234)

月～金曜日午前8時30分～午後9時

☎ http://www.eltax.jp/

市民課 ☎(☎042 - 460 - 9820)

☎(☎042 - 438 - 4020)

市税

住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額

昭和57年1月1日以前から市内に所在する住宅に耐震改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分における当該家屋に係る固定資産税を住宅面積の120㎡まで2分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

減額を受けられる要件

改修工事後3か月以内に資産税課(田無庁舎4階)まで申告すること
現行の耐震基準に適合する耐震改修であること

耐震改修工事に要した費用が30万円以上であること

減額される期間

平成22年1月1日～平成24年12月31日に改修完了した場合、翌年度から2年間

平成25年1月1日～平成27年12月31日に改修完了した場合、翌年度から1年間

減額のための必要書類

耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書

耐震改修工事証明書

耐震改修工事に要した費用の領収書

資産税課 ☎(☎042 - 460 - 9830)

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額

平成19年1月1日以前から市内に所在する家屋(賃貸住宅を除く)にバリアフリー改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分における当該家屋に係る固定資産税を住宅面積100㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

減額を受けられる要件

65歳以上の方および要介護もしくは要支援の認定を受けている方ならびに障害をお持ちの方が居住する家屋であること(賃貸住宅を除く)

平成19年4月1日～平成25年3月31日に一定のバリアフリー改修工事を行うこと

改修工事後3か月以内に資産税課(田無庁舎4階)まで申告すること
バリアフリー改修工事に要した費用が30万円以上であること(補助金などを除く自己負担額)

現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋であること

減額のための必要書類

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書

バリアフリー改修工事に要した費用の領収書、改修工事の内容などを確認できる書類(工事明細書、現場の写真など)

納税義務者の方の住民票の写し

改修住宅にお住まいの方により次のいずれかの書類

(1)居住者が65歳以上の場合、その方の住民票の写し

(2)居住者が要介護または要支援を受けている場合は、その方の介護保険被保険者証の写し

(3)居住者が障害をお持ちの場合は、その方の障害者手帳の写し

補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことを確認することができる書類

表彰式

市政発展への貢献や善行、社会奉仕など永年にわたる技能功労、産業振興に寄与された方々を表彰する表彰式が、11月17日(木)に田無庁舎において開催されました。本年度の表彰を受けられた皆さんは次のとおりです。

秘書広報課 ☎(☎042 - 460 - 9803)



◆功労表彰(17人)

(敬称略)

氏名	職名または功績名	氏名	職名または功績名
エビサワ ススム 海老澤 進	市議会議員	ノザキ ヨシアキ 野崎 芳昭	教育委員会委員(教育長)
オオツカ ミツオ 大塚 光男	市議会議員	マヤマ ヤスシ 真山 泰	公平委員会委員(委員長)
スズキ ヒロユキ 鈴木 久幸	市議会議員	カシワギ マサル 柏木 勝	農業委員会委員
ソノマ カズヒロ 相馬 和弘	市議会議員	コミト シュウジ 小美戸 修二	農業委員会委員
ニキ カズユキ 二木 孝之	市議会議員	スガイ マサヒコ 貫井 正彦	農業委員会委員
モチヅキ ノブミツ 望月 伸光	市議会議員	ハマノ ヒロシ 濱野 博	農業委員会委員
モリ シンイチ 森 信一	市議会議員	ヒライ シゲル 平井 繁	農業委員会委員
ヤマザキ ヒデアキ 山崎 英昭	市議会議員	モトハシ テルヒコ 本橋 昶彦	農業委員会委員
ヌマモト ケイチ 沼本 禮一	教育委員会委員		

◆一般表彰(7人2団体)(敬称略)

氏名	職名または功績名
イシイ マサヒコ 石井 正彦	保健衛生
タマキ ハジメ 玉置 肇	保健衛生
ヨシオカ シンヤ 吉岡 重保	保健衛生
イグチ タケヒト 井口 忠仁	寄附
コバヤシ ヒデトシ 小林 英俊	社会奉仕
シモズ ショウジ 清水 正二	社会奉仕
タカハラ アキラ 高原 明	社会奉仕
シャダンホウジンシトウキョウシ イ シ カイ 社団法人西東京市医師会	寄附
コソリシヨジキョウカクホウシヨクシキホイ 雇用促進事業団向台宿舎自治会	社会奉仕

◆技能功労者表彰(9人)(敬称略)

氏名	職名または功績名
ホンマ ショウゾウ 本間 祥三	大工
ムラタ ミチホ 村田 三千穂	電気工事士
コミヤ ミツオ 小宮 光男	豊職
オカベ コウイチ 岡部 光一	植木職
ヒライ ショウリ 平井 勝利	造園工
ニイクラ ショウジ ロウ 新倉 庄次郎	農業従事者
ハスミ タケオ 蓮見 忠雄	農業従事者
コバヤシ ミツル 小林 充	機械加工
セオ トシオ 瀬尾 利夫	鮮魚調理職